

18. 施設使用料一覧

根室市別当賀夢原館

時間区分 使用区分	時間区分				備考
	午前 9~12時	午後 12~17時	夜間 17~22時	全日 9~22時	
研修室 A	940	1,260	1,680	3,360	68 m ²
研修室 B	470	630	840	1,680	45 m ²
研修室 C	470	630	840	1,680	45 m ²
調理室・食堂	730	1,150	1,570	3,150	48 m ²
体育館	3,250	3,880	5,880	11,760	337 m ²
シャワー室	1人1回 100円				
バーベキューハウス	1炉1回 100円				

・10月16日～翌年5月31日まで、暖房料(使用料の30%)がかかります。

・入場料を徴収するもの、営業行為の場合は使用料の100%増額となります。

・調理室・食堂を料理教室等で専用使用し、付属器具、水道、ガス、電気を使用する場合は、調理室・食堂午後料金の50%を基準として、午前、午後、夜間を各1回としてそれぞれの使用時間区分を合算した額となります。

宿泊研修(1人1泊) (単位:円)

使用区分	通常期間	暖房使用期間	
小学生～高校生	個人	310	400
	団体	240	320
大人	個人	420	540
	団体	330	430

・小学生未満は無料です。

・団体料金は20人以上です。

・10月16日～翌年5月31日まで、暖房料がかかります。

★専用使用・宿泊研修(3人以上の団体・グループ)は事前に申し込みが必要です。

★専用使用しない利用の場合は無料です。

根室市総合文化会館基本使用料

(単位:円)

時間区分	使用区分	面積m ²	午前	午後	夜間	全日
			9~12	12~17	17~22	9~22
大ホール (舞台含む)	平日	1311.94	29,500	42,100	62,580	125,160
	土・日・祝日		34,430	49,140	73,180	146,370
小ホール (舞台含む)	平日	555.92	13,330	18,900	28,240	56,490
	土・日・祝日		15,530	22,050	32,970	65,940
大ホール舞台		547.01	4,510	6,720	9,450	18,900
小ホール舞台		264.80	2,200	3,150	4,620	9,240
第1楽屋		20.26	420	630	840	1,680
第2楽屋		30.52	630	940	1,470	2,940
第3楽屋		30.99	630	940	1,470	2,940
シャワー室(1人)		—	100	100	100	—
リハーサル室		143.84	3,360	4,830	6,930	13,860
幼児室		53.50	1,260	1,780	2,620	5,250
多目的ホール		292.87	6,820	9,870	14,170	28,350
更衣室		7.72	100	210	310	630
婦人活動室		54.86	1,260	1,780	2,620	5,250
工芸室		71.40	1,680	2,410	3,460	6,930
実習室		100.32	3,360	4,300	6,300	12,600
特別会議室		135.76	3,150	4,510	6,510	13,020
中会議室		72.99	1,680	2,410	3,460	6,930
第1講座室		46.81	1,050	1,570	2,200	4,410
第2講座室		100.78	2,310	3,360	4,830	9,660
第3講座室		103.74	2,310	3,360	4,830	9,660
視聴覚室		131.81	3,150	4,510	6,510	13,020
視聴覚映写室		28.31	630	940	1,470	2,940
第1和室		19.21	420	630	840	1,680
第2和室		16.99	420	630	840	1,680
第3和室		18.96	420	630	840	1,680
水屋		7.20	100	210	310	630

備考

1. 午前と午後、午後と夜間をとおして使用する場合の使用料は、それぞれの区分の基本使用料の合算した額とする。
2. 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営業行為をする場合は、基本使用料の100%を増額して徴収する。
3. 時間区分を超過し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、超過又は繰り上げ1時間(1時間未満は、1時間とみなす。)につき、当該時間区分の基本使用料の30%の額とする。
4. 冷暖房(冷房は、大・小ホール、多目的ホール、特別会議室)を使用する場合は、基本使用料の30%に相当する額を加算する。
5. 祝日には、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第2項に規定する休日を含むものとする。

使用料の減免

1. 公共のため行う集会で、市及び市の機関が主催又は共催するもの使用料(冷暖房加算を含む。)の免除又は40%減額。
2. 社会教育関係団体が、社会教育活動のため使用するもの使用料(冷暖房加算を含む。)の40%減額。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この限りでない。
3. 社会福祉団体、地域自治会が主催する営利を目的としない行事等に使用するもの使用料(冷暖房加算を含む。)の40%減額。
4. 幼、小、中、高等学校が教育課程の一環として行う行事使用料(冷暖房加算を含む。)の免除。
5. その他、特に教育委員会が公益上必要と認めたもの。

根室市青少年センター使用料

別表(改)		根室市青少年センター使用料															(単位:円)																										
区分(占有して使用する場合)		午前			午後			夜間			午前・午後			午後・夜間			全日																										
		9:00~12:00			12:00~17:00			17:00~21:00			9:00~17:00			12:00~21:00			9:00~21:00																										
		使用料	暖房料	計	使用料	暖房料	計	使用料	暖房料	計	使用料	暖房料	計	使用料	暖房料	計	使用料	暖房料	計																								
講堂及び体育館	教育目的及びアマチュアスポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	2,620	780	3,400	3,990	1,190	5,180	3,990	1,190	5,180	6,610	1,980	8,590	7,870	2,360	10,230	10,500	3,150	13,650																							
		40%減額した使用料	1,570	470	2,040	2,390	710	3,100	2,390	710	3,100	3,960	1,190	5,150	4,720	1,410	6,130	6,300	1,890	8,190																							
		入場料の類を徴収する場合	6,610	1,980	8,590	9,870	2,960	12,830	9,870	2,960	12,830	16,380	4,910	21,290	19,740	5,920	25,660	26,250	7,870	34,120																							
	営業又は興行等に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	16,250	4,870	21,120	24,440	7,330	31,770	24,440	7,330	31,770	40,690	12,200	52,890	48,750	14,620	63,370	65,000	19,500	84,500																							
		入場料の類を徴収する場合	48,750	14,620	63,370	73,190	21,950	95,140	73,190	21,950	95,140	121,940	36,580	158,520	146,250	43,870	190,120	195,000	58,500	253,500																							
		その他集会等に使用する場合	3,990	1,190	5,180	5,880	1,760	7,640	5,880	1,760	7,640	9,870	2,960	12,830	11,860	3,550	15,410	15,750	4,720	20,470																							
第1研修室 第2研修室	教育目的及びアマチュアスポーツに使用する場合		310	90	400	420	120	540	420	120	540	630	180	810	840	250	1,090	1,050	310	1,360																							
		40%減額した使用料	180	60	240	250	70	320	250	70	320	370	110	480	500	150	650	630	180	810																							
		営業又は興行等に使用する場合	3,250	970	4,220	4,940	1,480	6,420	4,940	1,480	6,420	8,190	2,450	10,640	9,750	2,920	12,670	13,000	3,900	16,900																							
		その他集会等に使用する場合	420	120	540	630	180	810	630	180	810	940	280	1,220	1,150	340	1,490	1,570	470	2,040																							
トレーニング機械使用料(1人1日)		中学・高校 100、一般 210																																									
備考	1. 閉館時間前に使用したときは、午前の規定使用料、閉館時間を超えて使用した時は、夜間の規定使用料のそれぞれ1時間当たりの額にその額の30%を加算した額の使用時間数の額を徴収する。 2. 暖房料は、暖房を使用している期間、規定使用料の30%を加算して徴収する。 3. 特設電力量、臨時電灯料は、その都度実費を徴収する。 4. 1及び2において、それぞれ30%加算した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。 5. 40%減額の使用料は、規定使用料と加算された暖房料の合計額から40%減額する。(各々から減額しない)											(例) 17時~22時の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料</th> <th>1時間当たり</th> <th>30%加算</th> <th>超過料</th> <th>10円未満切捨て</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td>73,190円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 23,787円</td> <td>≒ 23,780円</td> </tr> <tr> <td>第1研修室</td> <td>4,940円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 1,606円</td> <td>≒ 1,600円</td> </tr> <tr> <td>第2研修室</td> <td>4,940円</td> <td>÷ 4</td> <td>× 1.3</td> <td>= 1,606円</td> <td>≒ 1,600円</td> </tr> </tbody> </table>								区分	使用料	1時間当たり	30%加算	超過料	10円未満切捨て	体育館	73,190円	÷ 4	× 1.3	= 23,787円	≒ 23,780円	第1研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円	第2研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円
	区分	使用料	1時間当たり	30%加算	超過料	10円未満切捨て																																					
体育館	73,190円	÷ 4	× 1.3	= 23,787円	≒ 23,780円																																						
第1研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円																																						
第2研修室	4,940円	÷ 4	× 1.3	= 1,606円	≒ 1,600円																																						

根室市温水プール使用料

(単位:円)

プ ル 使 用 料	区 分	1 人 1 回	回数券(12枚綴り)		備 考		
		幼 児 (3才以上)	100	1,000		幼稚園・学校等の教育課程で使用する場合を除く	
	小・中 学 生	210	2,100				
	高 校 生	310	3,100				
	高 齢 者	250	2,500		65歳以上70歳未満		
	一 般	500	5,000				
	コース占有使用料(1時間1コース)	公認コース 1,050		低学年コース 520			
研修室使用料(104.92㎡)		午 前	午 後	夜 間	午前午後	午後夜間	全 日
		310	420	420	630	840	1,050
研修室が未使用の場合は卓球ができます。							
トレーニング機械使用料(1日券)		中学・高校生 100		一 般 210			
		トレーニング室は講習会を受けた方のみ使用できます ただし、認定書を取得した人(高校生を除く)と同伴の場合は使用できます。					

※70歳以上無料、利用目的、団体等により減免あり。